

事業用自動車の用途変更について

1 協議内容

一般乗合旅客自動車運送事業（大和ふれあいタクシー）で使用している事業用自動車2台を，一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）との兼用車両とする。

2 概要

(1) 事業者名

住田 毅（神田タクシー）

(2) 対象車両

	車両	自動車登録番号
1	5人乗り乗用車	広島 55 く 69
2	10人乗りワゴン車	福山 300 あ 386

3 「協議が調っていることの証明書」の交付

「協議が調っていることの証明書」（裏面）を神田タクシーへ交付

令和4年6月21日

事業用自動車の用途変更について（案）

令和4年6月21日付け三原市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明します。

記

事業用自動車の用途を変更する。

1 事業者名

住田 毅（神田タクシー）

2 対象車両

(1) 5人乗り乗用車（広島 55 く 69）

(2) 10人乗りワゴン車（福山 300 あ 386）

3 使用用途

（変更前）一般乗合旅客自動車運送事業専用

（変更後）一般乗合旅客自動車運送事業，一般乗用旅客自動車運送事業兼用

令和4年6月21日

三原市地域公共交通活性化協議会
会長 上水流 久彦 印